

議会の委任に基づく専決処分について

1 事案の概要

平成22年(2010年)6月3日午前10時5分頃、中野区清掃車両(以下「甲車」という。)が、東京都北区神谷一丁目22番先路上環状七号線内回り神谷陸橋付近にて信号待ちの前方車両に続いて停車中のところ、後続車両(以下「乙車」という。)に追突をされた。その反動により甲車は前方に押し出され、停止していた前方車両に衝突をした。

そこで中野区(以下「甲」という。)は、乙車の運転者の使用者(以下「乙」という。)に対し、甲車の修理費用を請求したが、乙は事故の責任は甲車の割込みにあると主張し、甲の請求を拒否した。

よって、甲は乙に対し、甲車の破損に係る損害金及び遅延損害金の支払いを求める訴えを提起する。

2 経過概要

|              |        |   |
|--------------|--------|---|
| 平成22年(2010年) | 6月 3日  | 交通事故が発生した。  |
|              | 7月20日  | 乙方保険会社に修理費用を請求した。   |
|              | 8月11日  | 乙方保険会社から「事故原因は甲車の割込みであり、区の修理費用全額を支払うことは出来ない」との回答あり。               |
|              | 8月13日  | 甲方保険会社から交通事故証明書が提出された。  |
|              | 8月17日  | 再度、乙方保険会社に修理費用を請求したが「甲車後部の修理費用の3割は負担するが、前部の修理費用を負担する責任はない」との回答あり。 |
|              | 11月 2日 | 甲方保険会社から物件事故報告書が提出された。  |
|              | 12月21日 | 再々度、乙方保険会社に修理費用を請求したが、乙の主張は変わらず。                                  |
| 平成23年(2011年) | 2月 1日  | 乙を相手方とする訴えの提起を決定した。   |

3 車両の修理費用の額

985,267円

(内訳) 車両前部 813,718円

車両後部 171,549円

4 請求の要旨

被告は、中野区に対し985,267円及びこれに対する平成22年(2010年)6月3日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。